

○武蔵野美術大学兄弟姉妹入学金免除要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野美術大学(以下「本学」という。)の造形学部(通信教育課程及び科目等履修生を除く。)及び造形構想学部_{に在籍する}兄弟姉妹の学生に対して、2人目以降の入学者について入学金を免除することにより、学費負担者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(免除額)

第2条 免除額は、入学金の全額とし、免除は、入学金全額相当額を還付することにより行う。

(対象者)

第3条 入学金の免除を受ける者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 造形学部通学課程又は造形構想学部_{に在籍する}学生の兄弟姉妹であり、新入学生となる者
 - (2) 本学の他の規則や制度等に基づき入学金の全額を免除されていない者
- 2 入学金の免除を受ける者は、同時期に入学した場合は、その一方の者とし、3人以上在籍する場合は、2人目から免除する。

(免除の申請)

第4条 申請の手続は、申請者が別記様式「武蔵野美術大学入学金免除申請書」に所定事項を記入し、次の書類を添付して提出するものとする。

- (1) 兄弟姉妹の学生証の写し
- (2) 戸籍謄本(兄弟姉妹関係が証明できるもの)

(受付)

第5条 免除に関する申請書類は、教務チームが受け付け、確認の上、学長が決定する。

(事務所管)

第6条 免除に関する事務は、教務チームの所管とする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以降の入学者から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式 略